解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
熊本市東区小山四丁目八番一一二号
農事組合法人託麻原酪農組合
清算人　中原　和也

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十六日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
沖縄県那覇市泉崎一丁目一四番一二号
社団法人沖縄ユニオンツーリスト
代表清算人　川上　満

第五十七期決算公告

平成二十五年九月三十日現在
貸借対照表の要旨
（単位・千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	五三四、七八八	流動負債	二七〇、六〇八
固定資産	五二七、八六二	固定負債	二八一、〇七九
資産合計	一、〇六二、六五一	負債合計	五五一、六八七
		純資産の部	
		株主資本	五一〇、九六四
		資本金	九八、〇〇〇
		利益剰余金	四二一、六四七
		利益準備金	二四、五〇〇
		その他利益剰余金	三九七、一四七
		（内当期純利益）	（一五、一〇〇）
		自己株式	△八、六八三
		純資産合計	五一〇、九六四
		負債・純資産合計	一、〇六二、六五一

平成二十五年十二月二十七日
岐阜県各務原市須衛町二丁目四四六番地
早川工業株式会社
代表取締役　早川　太

配当公告

愛知県豊明市大久伝町南七番地一二セント
ポーリアイースト二〇三号
破産者　渡辺　勝朗

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一〇〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一〇七、七二四、八〇一円
一、配当をすることのできる金額
金一五、二九六、四三三円

平成二十五年十二月二十七日
名古屋市中区錦二丁目一九番一号名古屋鴻池ビル九階
破産管財人　大島　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市上増田町一三二八番地、最後の住所群馬県前橋市上増田町一二一三番地
被相続人　亡　北爪　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階
相続財産管理人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富里市日吉倉四七四番地、最後の住所千葉県富里市立沢新田一九二番地一六九十九荘
被相続人　亡　木内　いち

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号フィールドホーム第四ビル四階　村田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市谷津四丁目二〇四番地、最後の住所千葉県習志野市花咲二丁目七番四号メイゾン花咲二〇二号
被相続人　亡　清水　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県西蒲原郡弥彦村峰見三三二番地、最後の住所新潟県西蒲原郡弥彦村美山三二七番地
被相続人　亡　宮島　國兵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
事務所新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号
相続財産管理人　弁護士　武藤　譲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市中島町土川イ部二八番甲地、最後の住所石川県金沢市示野町イ二四番地二
被相続人　亡　髙橋　勝博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
事務所　石川県金沢市兼六元町三番一四号
野田政仁法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野田　政仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大字木曽平沢一七八〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮原　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
長野県松本市大字里山辺一五四五番地一
相続財産管理人　太田　知孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市西区舞阪町舞阪二〇二一番地、最後の住所浜松市西区舞阪町弁天島三八二一番地の二
被相続人　亡　天野　宏佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
浜松市中区板屋町一〇〇―九丸恵ビル二階
相続財産管理人　弁護士　片桐　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市岩淵五三番地、最後の住所静岡県焼津市大島六四九番地
被相続人　亡　瀬戸　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日
静岡県静岡市清水区草薙一―八―二二岩崎西ビル二階　静岡ひがし法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井田　努

第61期決算公告

平成25年12月27日
札幌市中央区大通西11丁目4番地23
大通パークビル
北海道官書普及株式会社
代表取締役　森　貴子

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,682
	固定資産	23,773
	資産合計	**66,455**
負債及び純資産の部	流動負債	26,478
	固定負債	25,056
	株主資本	14,919
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,919
	利益準備金	110
	その他利益剰余金	4,809
	負債・純資産合計	**66,455**

(注)　当期純利益　2,787千円